

# 品川区住民基本台帳閲覧取扱要綱

制定 平成18年10月13日 区長決定 要綱第138号

改正 平成20年7月4日 部長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)および「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」(昭和60年自治省令第28号)および「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年自治振第150号)に定めるもののほか、住民基本台帳の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

## (閲覧の場所)

第2条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧場所は、戸籍住民課住民票係とする。

## (閲覧の日時)

第3条 閲覧日時は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧日 月曜日から金曜日まで。ただし、休日、年末年始を除く。
  - (2) 閲覧時間 午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までは不特定閲覧席を閉鎖する。
- 2 区長は、必要があると認めるときは、臨時に閲覧の休止日を定めることができる。

## (閲覧の内容)

第4条 法第11条の2第1項第3号に規定する営利以外の目的で行う居住関係の確認としては、次のものの閲覧を認めることとする。

- (1) 訴訟の提起にあっては、実際に訴訟を提起することまたはしたことを確認できる資料の提示があった場合
- (2) マンション管理組合が管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要がある場合
- (3) その他、他に手段がなく区長が特に認めた場合

## (閲覧の申請手続等)

第5条 閲覧の申請の手続は、次のとおりとする。

- (1) 国または地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要な場合  
「住民基本台帳閲覧請求書」(「品川区住民基本台帳に関する規則」第1号様式)またはこれに準ずるものにより、請求を受け付ける。
- (2) 個人または法人の申し出の場合
  - ① 閲覧申請は、事前に次の書類の提出により行い、区長による審査決定後、閲覧日を予約する。
    - (ア) 住民基本台帳閲覧申出書(「品川区住民基本台帳に関する規則」第1号様式の2)
    - (イ) 誓約書(様式第1号)
    - (ウ) 閲覧の目的や必要性を示す具体的資料(調査内容、大学・研究所等の責任者による証明書、裁判関係資料等)

(エ) 法人については、法人登記または事業所概要、プライバシーポリシーを示す書類  
②区長は、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準」（平成18年総務省告示第495号）に基づき、法第11条の2第1項第1号に規定する公益性の審査を行う。

(閲覧者の本人確認)

第6条 閲覧者の本人確認は、次のとおり行う。

(1) 国または地方公共団体の機関の場合

当日、閲覧者の身分証明書（国または地方公共団体の職員たる身分を示すもの）を提示するものとする。

(2) 個人または法人の場合

当日、閲覧者は次のいずれかを提示するものとする。

(ア) 官公署発行の写真付身分証明書（「戸籍・住民票に関する証明および届出に係る本人確認事務取扱基準」別表2（1枚書類で確認）に該当するもののうち1点）

(イ) 閲覧者がアに該当する身分証明書を所持していない場合には、閲覧者あてに送付した「照会書兼回答書」（様式第2号）および本人であることを推定させる書類（「戸籍・住民票に関する証明および届出に係る本人確認事務取扱基準」別表2（複数書類で確認）に該当するもののうち2点）

(閲覧の方法等)

第7条 閲覧の方法等は次のとおりとする。

(1) 不特定閲覧（一つの地域の一部または全部の住民票の閲覧で、閲覧しようとする住民票が特定していないもの）については、専用端末により住民基本台帳の一部を閲覧に供する。

(2) 特定閲覧（第4条に規定する居住確認のうち、閲覧しようとする住民票が特定しているもの）については、住民基本台帳の一部を記載した閲覧書を出力し、閲覧に供する。

(3) 閲覧者は、カメラ、パソコン等を利用して、記録されている住民情報を撮影、複写してはならない。

(閲覧の報告等)

第8条 閲覧者は、不特定閲覧を行った場合において、閲覧した個人情報を記録したときは、閲覧終了時、これを報告し、個人情報を記録した作成物を職員に提示するものとする。ただし、国または地方公共団体の機関による請求のうち、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である場合を除く。

2 職員は、前項の規定により個人情報を記録した作成物の提示を受けたときは、これを複写する。

(閲覧事項の公表)

第9条 区長は、法第11条第1項第3号、第11条の2第1項第12号に基づく閲覧の状況について、年1回、品川区ホームページ、区政資料コーナーその他で公表する。

付則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月4日から施行する。

第 号  
平成 年 月 日

品川区長 あて

機関名・所在地

印

## 住民基本台帳閲覧請求書

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲				
※ 請求を必要とする事務の内容				
※ 根拠法令				
※ 請求事由を明らかにすることが困難な理由				

※ 住民基本台帳法第11条第1項に基づく請求のうち、特別の理由により、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難なものの場合

法第11条の2第1項に基づいて申出する場合

## 住民基本台帳閲覧申出書

(個人または法人による申出用)

品川区長 へ

平成 年 月 日

申出者	氏名 (法人名および 代表者名) 住所 (所在地) 連絡先	印	
共同申出者(いる場合)	氏名 (法人名および 代表者名) 住所 (所在地)	印	
閲覧事項の利用目的			
申出に係る住民の範囲			
閲覧者	氏名		当日の本人確認資料
	住所		
閲覧事項取扱者の範囲 (法人の場合)	活動責任者	役職名・氏名	
閲覧事項の管理方法			
調査 研究 場 に 利 合 用	成果の取扱		
	実施体制		
委託者がいる場合	氏名 (法人名および 代表者名) 住所 (所在地)		

## 誓 約 書

住民基本台帳の閲覧により知り得た内容については、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 閲覧等により知り得た内容については、本人の事前の同意を得ず、住民基本台帳等閲覧申出書に記載した用途以外には、一切使用しません。
- 2 閲覧等により知り得た内容については、漏えいすることのないよう責任を持って管理・処分し、対象者に対しては、その基本的人権を尊重し、一切迷惑をかけないことを誓約します。
- 3 閲覧等により知り得た内容を、住民基本台帳等閲覧申出書に記載した者以外には提供せず、閲覧者および閲覧事項取扱者に対しても、目的外利用、第三者提供の禁止について遵守するよう周知徹底を致します。

平成 年 月 日

品川区長 あて

(申出者) 住所  
氏名

印

※ 偽りその他不正の手段により閲覧した者若しくはさせた者、また、閲覧事項を利用目的以外の目的に利用したり、当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者および法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、住民基本台帳法第 51 条の規定により、30 万円以下の過料に処せられます。

別表 2 (第 3 条関係)  
届出に関する本人確認書類

1 枚書類で確認 [公的機関が発行した写真付のもの]	複数書類で確認 [イ 1 枚+ロ 1 枚またはイ 2 枚]
運転免許証 旅券 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅地建物取引主任者証 電気工事士免状 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特殊電気工事資格者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書 動力車操縦者運転免許証 教習資格認定証 警備業務法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書 身体障害者手帳 療育手帳 外国人登録証明書 住民基本台帳カード (写真貼付) 国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書 (写真貼付)	イ公的機関が発行した写真無のもの 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証 共済組合員証 国民年金手帳 国民年金、厚生年金保険、船員保険の年金証書 共済年金、恩給の証書 住民基本台帳カード (写真なし) その他区長が準ずるものとして適当と認める書類  ロその他機関が発行した写真付のもの 学生証 法人 (国・地方公共団体除く) の身分証明書 国又は地方公共団体の資格証明書 その他区長が準ずるものとして適当と認める書類
	身分証明書類がない、複数書類がない場合
	聴聞：戸籍および住民票の記載事項による確認 生年月日、続柄、父母その他の親族等の氏名等
	その他特別な場合
	面識：職員が出頭した者若しくは申出をする者と知人 関連機関の役員等 届書に押印した印鑑登録証明書の提示

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 様

品川区長 濱野 健

### 住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

平成 年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧の申出を受付けました。

上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、捺印の上あなたご自身が持参してください。

#### ご注意

- (1) 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は受付できません。
- (2) 本書の有効期限は、平成 年 月 日までです。

平成 年 月 日

## 回 答 書

品川区長 あて

平成 年 月 日に行われた住民基本台帳申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

住 所

氏 名

印